

温室効果ガス排出量 検証報告書

2025 年 9 月 12 日

宝ホールディングス株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

宝ホールディングス株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量算定結果「2023 年度 GHG 排出量実績」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2023 年度（国内事業所は 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで、海外事業所は 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで）（以下「算定対象期間」という。）の以下の GHG 排出量情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

- ・ 算定対象における都市ガス、LPG、LNG、ガソリン、軽油、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量
- ・ 算定対象^{※2}において排出される CH₄、N₂O、HFC の GHG 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 13^{※3}において排出される CO₂ 排出量

検証の目的は、事業者の GHG 排出量情報が算定方法^{※4}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し GHG 排出量情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された GHG 排出量情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- GHG 排出量情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された算定対象期間の GHG 排出量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1	63,873
スコープ 2 ^{※5} (ロケーション基準 / マーケット基準)	21,732 / 20,609
スコープ 3 ^{※6}	794,129
スコープ 3 内訳	
カテゴリ 1	587,638
カテゴリ 2	16,156
カテゴリ 3	18,205
カテゴリ 4	102,602
カテゴリ 5	3,390
カテゴリ 6	260
カテゴリ 7	669
カテゴリ 9	11,058
カテゴリ 12	49,057
カテゴリ 13	5,094

NOTE:

※1：算定対象

- ・国内事業所：宝ホールディングス・宝酒造本社、松戸工場、楠工場、伏見工場（東）、伏見工場（西）、白壁蔵、黒壁蔵、島原工場、北海道支社、東北支社、関信越支社、首都圏支社・東京事務所・広域流通本部・広域業務用本部、横浜事務所、中部支社、西日本支社、九州支社、沖縄事務所、宝ホールディングス歴史記念館、東日本物流センター、東日本調味料カスタマーセンター、西日本調味料カスタマーセンター、長野蔵置場
- ・海外事業所：Takara Sake USA Inc.（米国）、The Tomatin Distillery Co.Ltd（英国）、宝酒造食品有限公司（中国）

※2：CH₄、N₂O、HFC の GHG 排出量の算定対象

※1 から海外事業所を除いた範囲

※3：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入している主な原材料、及び、包材を対象
- カテゴリ 2（資本財）：建設、購入した資本財を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料、及び、エネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：カテゴリ 1 で算定対象とした製品等の自社への輸送、
自社が荷主の製品出荷、及び、工場間転送等を対象
- カテゴリ 5（事業から出る廃棄物）：算定対象から出る産業廃棄物を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員の所属拠点への通勤を対象
- カテゴリ 9（輸送、配送（下流））：出荷物流（日本からの輸出製品は除く）のうち
自社が費用負担していない物流を対象
- カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）：販売した製品の容器包装の廃棄を対象
- カテゴリ 13（リース資産（下流））：自社が貸与している資産を対象

※4：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.6)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.4)」、「LCI データベース IDEAv2 (サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)」及び、事業者が作成した「GHG 排出量算定マニュアル 2024 年 12 月 18 日」

※5：電力の排出係数

- ・日本国内は電気事業者・メニュー別調整後排出係数を使用（マーケット基準）
- ・米国は EPA eGRID2022（ロケーション基準）
- ・英国、及び、中国は IEA Emission Factors 2023（ロケーション基準）を使用

※6：スコープ 3 の値 (t-CO₂e) は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

以上